

医学科における出席記録システムに関する申し合わせ

平成 23 年 1 月 13 日

徳島大学医学部

1. 出席記録システムは、出席確認に関する作業を簡素化し、教員ならびに学生が授業に専念できる環境を整えるためのものである。
2. 出席記録システムはその授業を受講したことを証明するものであるため、学生は授業を受講する場合にのみ、出席記録システムによりその授業の出席登録を行う。授業を欠席する場合、あるいは授業途中で退室を予定している場合は、出席登録を行ってはならない。
3. 出席登録については、下記の行為を不正行為として取り扱う。
 - 1) 他人に出席登録の代行を依頼すること。
 - 2) 他人の出席登録を代行すること。
 - 3) 出席登録後に体調不良等の正当な理由なく教室から退室し、授業を受講しないこと。

補足：授業担当教員が出席記録システム以外の方法で出席確認を行い、授業中に不在であることを確認した場合は、その学生が上記 3) に該当すると判断する。

4. 出席登録について不正行為を行った場合は、その授業科目の出席登録をすべて無効とし、その授業科目の本試験を受けるために必要な出席時間数（授業数全体の 3 分の 2 以上）を満たしていないと判断する。
5. 上記 4 に該当する学生については、その授業科目の本試験の受験を認めず、本試験不合格とする。
ただし、授業担当教員の判断によっては、学習課題を与えることを条件に再試験の受験を認める。

以上